

令和2年分の確定申告を 予定されている方へ

「オンライン」を活用して感染防止！

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから申告書が作成できます！

感染防止の観点からも、国税庁ホームページを利用した申告書の作成について、ご協力をお願いいたします。

パソコン・スマホで申告書を作成！
作成した申告書は、
e-Taxで送信！または印刷して郵送！



● 詳しくは

札幌国税局 所得税等の確定申告



● こちらからホームページをご覧くださいませ。☞



スマホで申告できます！

スマートフォン・e-Tax(電子申告)には、

- ①マイナンバーカードを利用する方法
- ②ID・パスワードを利用する方法

があります。



確定申告会場は大変混雑 します。

新型コロナウイルス感染症対策のためにも、ご自宅等からのe-Tax(電子申告)をお願いします！



岩 見 沢 税 務 署 〒068-0002 岩見沢市2条東4丁目5-1
TEL 0126-22-0810(代表)

確定申告会場

- ・ 開設期間 令和3年2月16日(火)から
令和3年3月15日(月)まで
(土日祝日等を除く)
- ・ 受付時間 午前9時～午後4時まで
- ・ 確定申告会場 岩見沢税務署
岩見沢市2条東4丁目5番地1

※ 上記期間以外は、確定申告会場を設置しておりません。

入場整理券

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要となります。

【入場整理券の配付方法】

- ・ 会場で当日配付
 - ・ LINEで事前発行 ※詳しくは「国税庁ホームページ」をご覧ください。
- ◎ 会場の混雑を緩和し、いわゆる「3密」を防止するために実施するものです。
 - ◎ 整理券の配付状況により、来場された時間よりも後の時間帯の入場となる場合があります。
 - ◎ 整理券の配付が終了した場合は、後日の来場をお願いします。
 - ◎ 電話による予約は行っておりません。

ご来場の際は、マスクの着用や手指の消毒などにご協力をお願いします。

振替納税をご利用の方の振替納付日(口座引落日)

申告所得税・消費税(個人事業者)の納税は、安心・便利な「振替納税」をご利用ください。

- ・ 所得税及び復興特別所得税
令和3年4月19日(月)
- ・ 消費税及び地方消費税(個人事業者)
令和3年4月23日(金)

個人町・道民税の申告について

【平日申告相談】

日 時	時 間	会 場
2月16日(火)～ 3月15日(月)	8時30分～12時00分 13時00分～17時00分	栗山町役場1階旧庁舎 税務課⑧番窓口

※新型コロナウイルス感染症対策のため、混雑が予想される時期(令和3年2月16日～19日、3月15日)を避けてご来庁願います。

【休日申告相談】

日 時	時 間	会 場
2月28日(日)	8時30分～12時00分	栗山町役場1階旧庁舎 税務課⑧番窓口

※上記以外の休日は受付しておりませんのでご注意ください。

【出張申告相談】

日 時	時 間	会 場
2月25日(木)	9時00分～13時00分	南部公民館
2月26日(金)	9時00分～13時00分	角田農村環境 改善センター

※出張申告は各会場とも1日のみとなっております。

【申告に必要なもの】

- ① 印鑑(シャチハタ以外)
- ② 令和2年1月から令和2年12月までの給与や年金の源泉徴収票
- ③ 令和2年1月から令和2年12月までの収入や必要経費を集計した書類
- ④ 個人番号の分かるもの(マイナンバーカード、通知カード)
- ⑤ 各種控除の証明書等…医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書、国民年金・生命保険料・地震保険料の控除証明書、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額証明書など
- ⑥ 申告をする方の通帳(所得税の還付申告をする場合)

確定申告、町道民税申告に関するお問い合わせ
栗山町役場税務課課税グループ 0123-73-7505

医療費控除のお知らせ

～医療費控除のポイント～

- セルフメディケーション税制の創設
- 医療費通知(医療費のお知らせ)の添付による申告
- 領収書の添付が不要

＜ご注意ください！＞

医療費控除及びセルフメディケーション税制どちらも領収書は5年間保管の必要があります。
(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

＜医療費控除＞

医療費から総所得金額の
5パーセントを引いた額

どちらか低い額を適用

医療費から10万円を引いた額

・控除上限額は200万円まで

- ・ 領収書の添付が不要となりました。
- ・ 医療費通知(医療費のお知らせ)の添付による申告が可能になりました。
- ・ 「医療費控除の明細書」の作成は従来通り必要です。

どちらか選択する必要があります
(明細書は役場税務課に備えてあります)

＜セルフメディケーション税制＞

特定一般用医薬品等購入費※
から12,000円を引いた額

・控除上限額は8万8000円まで

- ・ 「セルフメディケーション税制の明細書」の作成が必要です。
- ・ セルフメディケーション税制を受けるには健康診断やがん検診などの一定の取り組みがわかるもの(結果通知書や領収書)のコピー添付が必要です。
- ・ 領収書などの添付は不要です。

※特定一般用医薬品等購入費とは…医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

◆お願い◆

申告期間は窓口が大変混み合います。他の申告の妨げとならないよう、明細書を作成してから申告に来庁してください。円滑な申告へのご協力をよろしくお願いします。